※「こどもの保育利用ガイド」をよくお読みになり、ご理解いただけましたら、下記にチェックをしてください。

確認事項		☑ してく ださ い。		「こどもの保育利 用ガイド」の該当 ページ	
①「こどもの保育利用ガイド」はお読みいただけました。),°	Γ		全ページ	
②虚偽の申し込みをした場合は、施設の利用を取り消	ilます。			14 ページ	
③申込書、保育を必要とする事由の証明及び申告書	等で不明な点は、職場やご家庭にお			12 ページ	
電話してお聞きする場合があります。					
④申し込み時に不足の書類がある場合は、期日までにご提出ください。					
期日までに「保育を必要とする事由の証明及び申告書」の提出がない場合、保育				12 ページ	
の必要性の確認がとれないため、利用調整にかけることができません。					
⑤申し込み後、住所や世帯状況、保育を必要とする事	4由等に変更があった場合は、必ず			5・6ページ	
ご連絡ください。 ご連絡なく変更が判明した場合、	施設の利用及び教育・保育給付認			14 ページ	
定を取り消しさせていただきます。				14 * < - >	
⑥前々年1月~12月及び前年1月~12月にかかる課	税情報が確認できない場合、児童			12 ページ	
が該当する年齢の保育料を最高額で決定します。また	、父母いずれも収入が98万円に満				
たない場合で同居の方がいる場合、その他の生計の「	中心者によって保育料を決定します。			19,017,4	
⑦利用日前日までに面接を受けられない場合や医師	により集団生活を止められた場合な			14 ページ	
ど、状況により利用を取り消す場合があります。				14.	
⑧『就労』での施設利用要件は、「1ヶ月に64時間以上	ニ(実績で)労働することを常態として			5・6ページ	
いること」となっております。				14 ページ	
要件に該当しなくなった(満たない)場合は、退所(園)いただきます。				14 . 7	
⑨『求職中』で利用申請された場合は、教育・保育給付認定期間の90日以内に「保育を必					
要とする事由の証明および申告書」を提出ください。				5・6ページ	
提出いただけない場合、退所(園)いただきます。					
⑩教育・保育給付認定がないと施設利用はできません。 施設利用待機中に認定期間が切			7	12 ページ	
れた場合は、切れた時点から施設利用申請も無効となります。		L		12 *	
⑩『転入予定』で申し込まれた方は、利用月の前月末	までに住民票の異動手続きを行って				
ください。前月末までに住民票の異動が確認できない場合、施設の利用は無効となり				14 ページ	
ます。					
『育児休業を縮める予定』で申し込まれた方は、利用決定後、速やかに変更した育児休					
業証明書を提出してください。			1	11 ページ	
施設を利用できるのは、育児休業が明ける日(復帰日)または復帰する月の1日か		L		13 ページ	
らです。					
⑬『ひとり親世帯』の方は、児童扶養手当の証書、戸籍謄本、裁判所の調停の呼出状等の			1	11・16ページ	
いずれかを提出してください。					
④保育料を滞納した場合、滞納処分を行います。				15 ページ	
	本確認票の記載事項について、確認しました。				
	令和	年	Ξ	月 日	

保護者氏名